

変動金利定期預金 [単利型]

2020年6月19日現在

商品名 (愛称)	変動金利定期預金[単利型]
販売対象	・法人、個人、その他
期間	・定型方式…1年、2年、3年 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 ・期日指定方式… お取り扱いしていません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヵ月間は店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M型)6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日(預入日から満期日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率(利率を変更したときは変更利率)×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	_____
付加できる 特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
中途解約時の 取扱い	・満期前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時～17時、電話:0120-206-902)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。但し、預金保険の対象額は、当金庫全店における(決済性預金を除く)預積金合計1,000万円までとその利息となります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。